



# 地球規模課題対応 国際科学技術協力プログラム (SATREPS)について

独立行政法人国際協力機構(JICA)  
国際科学技術協力室

2013.9

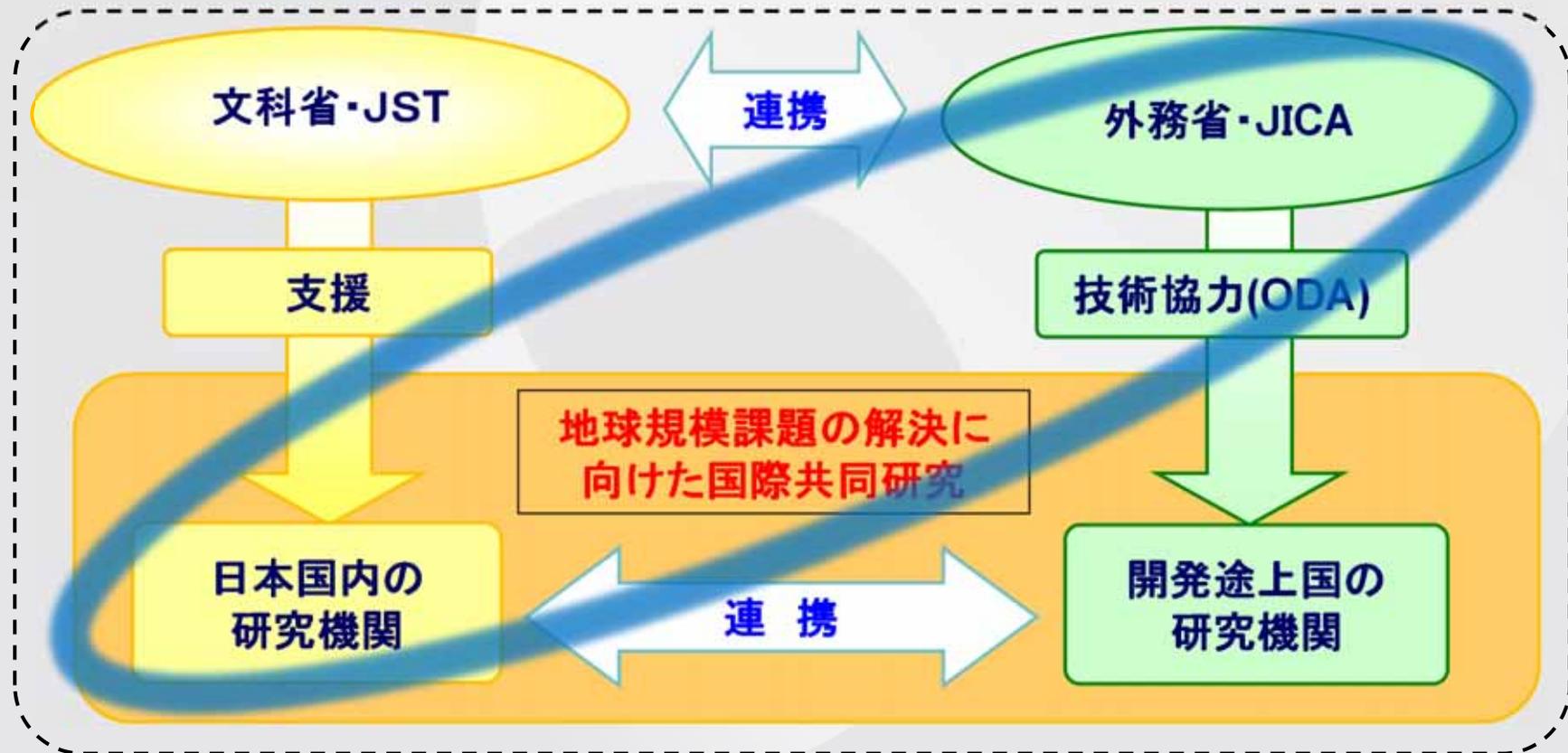
国際協力機構

# 本日の内容

- SATREPSの枠組み
- 技術協力プロジェクトについて
- 契約・連携関係 / 取極め、事業契約
- 経費内容 / 負担区分
- 留意事項
- 参考資料・情報

# SATREPSの 枠組み

JICAとJSTが連携して、地球規模の諸課題を対象とする途上国との国際共同研究を推進 (JICAと研究代表者所属機関は技術協力プロジェクトを共同事業として実施)



# 技術協力プロジェクトとは

- JICAの中心的事業形態のひとつで、途上国のニーズに応じたオーダーメイドの協力計画を相手国と共同で作成し、日本と途上国の知識・経験・技術を活かして、一定の期間内でともに問題を解決していく取り組み
- プロジェクト期間内に「専門家派遣」「研修員受入れ」「機材供与」の3つの投入を組合わせて実施
- 相手国は免税、滞在許可等の特恵を付与
- 目標、成果、活動、投入をプロジェクトデザインマトリックス(PDM)として整理し、先方と合意
- 成果とそれを実現するための活動及び投入の因果関係は明確かつ論理的であることが必要

# 技術協力プロジェクトの特徴

- ✓ オーナーシップを尊重した協力  
協力を必要としている途上国が、JICAの協力活動後も自らの力で「自立」と「発展」を続けていくためには、その国が主体性(オーナーシップ)を発揮することが重要
- ✓ 途上国との共同事業(パートナーシップ)  
日本人による一時的な作業効率性より、**持続性、自立発展性を重視**した共同作業を中心に実施。相手国の必要経費は先方負担が原則
- ✓ 現地に適した技術協力  
日本の技術とノウハウを現地のニーズ・レベルに適合させた適正技術による協力が重要
- ✓ 制度改革と組織強化(キャパシティ・ディベロップメント)  
C/Pへの技術指導・移転だけではなく、技術が組織に定着・発展させるための制度・仕組み造りが重要
- ✓ 大局的な視点からのプロジェクト実施  
局所的・専門的活動以外にも、国や社会全体が抱える問題やニーズ把握のための調査とニーズに応える活動が重要

# 技術協力プロジェクトの目的

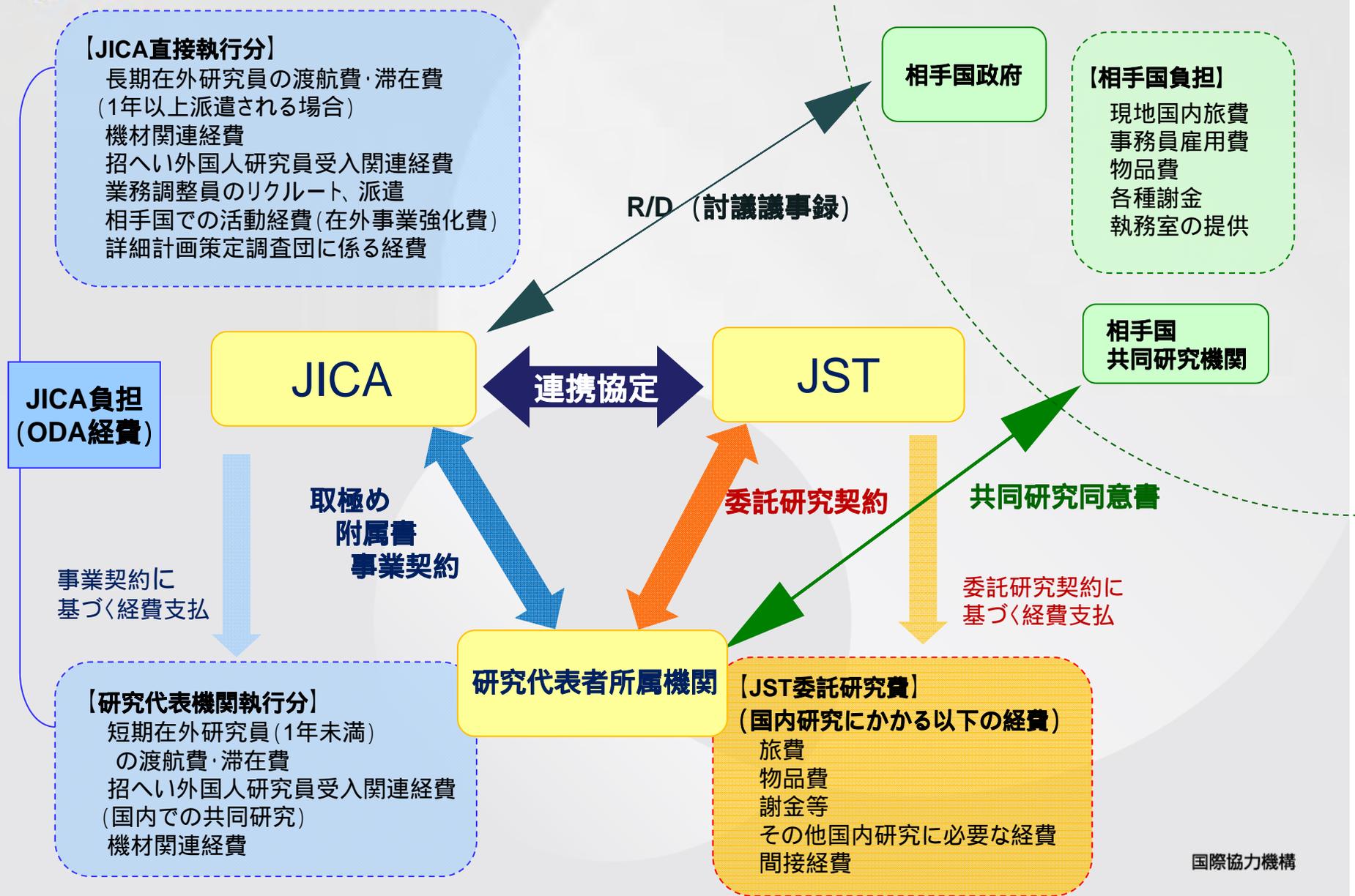
- 人的能力の向上(技術・ノウハウ・意欲・態度などの移転・共同開発等)
- 組織体制強化を支援(ソフト・ハード両面の整備)
- 運営力の向上(チームワーク、予算の確保等)
- 事業を自律的・効果的に持続できる体制の確立



**キャパシティ・ディベロップメントに留意**



# SATREPSの契約・連携関係と経費負担



# 取極め、附属書、事業契約、 全体計画、年次計画

- 取極めは研究  
代表者所属機  
関に1つ
- 附属書は案件  
毎に1つ
- 事業契約は期  
間毎  
  
(取極めの有効  
期間は附属書の  
有効期間の最も  
最後のもの)

取極め

附属書

附属書

事業契約  
事業契約  
事業契約  
事業契約  
事業契約

事業契約  
事業契約  
事業契約



対応

# 取極めの締結

- 研究代表者所属機関とJICAは共同事業を実施するための基本的事項に関する「取極め」を締結します。  
(双方の責務、知的財産権、安全配慮義務、秘密の保持、損害に対する責任等)
- 取極めは研究代表者所属機関毎に一つ締結します。既に取極めを結んでいる研究代表者所属機関では新たな締結は不要です。(別途「附属書」を作成します。)

# 事業契約

- 研究代表者所属機関とJICAは事業契約を締結します。
- 事業契約は複数年度契約も可能となっておりますので、必ずしも国の会計年度に合わせる必要はありません。
- 本邦における経費の執行は、原則として研究代表者所属機関が当該機関の諸規程により行い、経費の執行及び経費の額の確定に関する責任を有します。なお、JICAは、研究代表者所属機関の関連規程を取極め締結後に確認します。
- 精算は事業契約ごとに行います。証拠書類(原本)の管理・保管は研究代表者所属機関とし、JICAに対する精算報告においては、当該書類の原本証明を付した証拠書類の写しを提出していただきます。

# JICA事業経費・JST研究経費

- **JICA事業経費：年間6千万円程度上限**  
(期間中総額で1.8(3年間)～3.0億円(5年間)程度)

**\* 間接経費の措置はありません。**

\* JICAが直接執行する経費(長期専門家、研究員受入関連等)も含まれます。(ただし、業務調整員、各種調査団の派遣経費を除く)

\* 予算状況等により変更・調整が必要となる場合があります。

\* 各案件(課題)のJICA経費の総額は、条件付採択後に実施する詳細計画策定調査以降に、事業内容に基づき、相手国側の自主性も考慮したうえで決定します。

- **JST研究経費：年間3,600万円程度【間接経費を含む】**  
(5年計画であれば総額1.8億円程度)

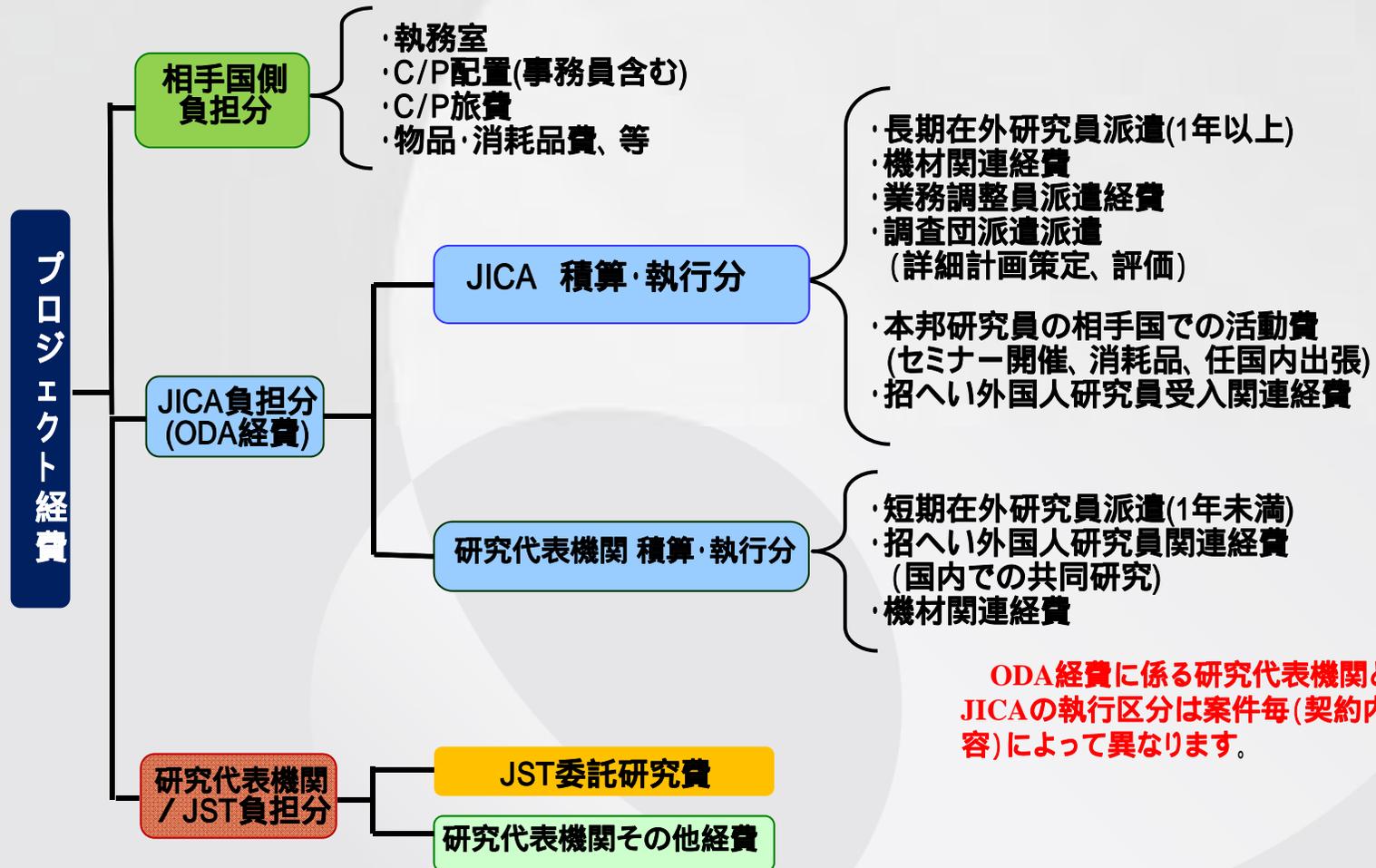
# JICAとJSTの経費分担

JICAとJST  
からの経費で  
執行可能な  
経費の分類

経費区分	JST	JICA
日本国内での研究費		
相手国以外での研究費 (第三国出張費、現地諸経費等)	(*1)	
相手国内での研究費	(*2)	(*3)
相手国からの招へい旅費		
日本と相手国間の旅費		

- (\*1) 第三国出張とは、原則として相手国を経由しない日本と第三国の間の往復を指します。第三国の研究機関との共同研究は対象外です。
- (\*2) 相手国においてJICAが負担できない研究費のうちJST委託研究費で負担可能なものに限りします。
- (\*3) 相手国内での研究費には、日本側研究員が国際共同研究を現地で実施する上で必要な設備・備品・消耗品費を含みます。(JICAからの経費は相手国の自立発展性を重視するODA技術協力プロジェクトによる支援であるため、相手国側の自助努力が求められます。相手国側の人件費、相手国における事務所借上費、相手国側が使用する消耗品、相手国研究者の相手国内旅費、会議日当等は、原則として相手国側負担となります。)

# 経費の構成



# 研究代表機関が管理する経費

- (1) 在外研究員派遣費 (短期 / 1年未満の場合)
  - ・ 日本から短期派遣される研究者の航空賃、旅費
- (2) 招へい外国人研究員受入費
  - ・ 「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」を準用し計算した額
  - ・ 研究代表機関及び共同研究機関以外の者による技術移転教育に関する経費
- (3) 機材費
  - ・ 相手国に供与される機材関連経費
- (4) 業務諸費
  - ・ 事務経費等 (JICAが定める上限額あり)

詳細は、事業契約内容によって異なります。

# 相手国負担の原則

- ODA事業では、相手国側の自助努力や案件終了後の持続性を重視し、原則相手国側負担としている経費があります。このため、必要な経費の全てをJICAが支援するのではなく、相手国側の自助努力を促していく必要があります。

## 例

- 1) 相手国研究機関研究者及び関係者、当該研究機関が直接雇用している人員にかかる経費
  - 2) 共同研究の活動拠点となるプロジェクト事務所に要する経費
  - 3) 相手国側研究機関研究者及び関係者による通常業務や研究上必要な相手国内出張にかかる交通費・旅費(日当・宿泊費)
  - 4) 日本側研究者が関与しない、相手国側研究機関のみで実施される研究活動に使用される備品・消耗品及び設備費
- \* なお、研究に必要な設備・資機材についても、相手国側による負担や既存の設備・資機材の活用を求め、真に必要な支援に絞り込みます。

# 人件費と間接費

## (JICAの予算措置範囲)

- 本事業はJICAとJSTとの連携により、本邦研究機関と開発途上国研究機関の共同事業として、途上国において国際共同研究を行うものであり、国内経費はJSTが支援、海外経費はJICAが支援します。



- 日本側研究者の所属先に対する人件費補てん及び無給者に対する国内俸について、JICAの予算措置はありません。 また、間接経費についても、JICAの予算措置はありません。

# 留意事項

# 留意事項 (1)

- **相手国研究機関との十分なすり合わせ**  
同床異夢にならないように
- **相手国に対する資金供与ではない**  
人造り・組織造り、自助努力支援(先方負担あり)
- **相手国研究機関の状況をよく確認**  
人材はいるか、予算はあるか、権限はあるか
- **相手国内の要請提出締切がある**  
手続について相手国研究代表者への確認が重要
- **社会実装の構想・具体化の道筋を明確に**  
研究成果の社会還元はODA事業として極めて重要

## 留意事項 (2)

- **本邦研究機関にも負担あり**  
**事務方との十分な調整が必要**
- **調達から終了後までを見据えた供与機材計画**  
本邦調達：研究代表機関が調達（購入～輸送まで）  
現地調達：特殊な機材のJICA調達は困難
- \* **供与機材のランニングコストは実施中から相手国側負担**  
**プロジェクト終了後の相手国側維持管理能力の確認**
- **現地訪問の際には、大使館やJICA事務所への**  
**案件内容や調整状況等の説明、情報共有をお願いします**

## 参考(案件実績)

### 条件付採択案件数(H20-25 / 分野・領域別)

分野 年度	環境・エネ 気候変動	環境・エネ 低炭素	環境・エネ 環境	生物	防災	感染症	小計
H20	4	-	3	-	3	2	12
H21	4	-	2	6	4	4	20
H22	-	4	4	5	2	2	17
H23	-	3	1	2	2	2	10
H24	-	2	2	3	1	1	9
H25	-	1	3	1	2	3	10
計	8	10	15	17	14	14	78

## 参考資料(手引き・ガイドライン等)

JICAホームページ上で、事業概要やFAQのほか、プロジェクト実施の手引き、事業契約ガイドライン、取極め・附属書・事業契約書様式等を公開しています。

応募の前にご一読をお願いいたします。

<http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/index.html>

その他お問い合わせは [eigst@jica.go.jp](mailto:eigst@jica.go.jp) まで。

**ありがとうございました。**